## 「削減義務実施に向けた専門的事項検討会」(第5回)議事録

## 1 日時・場所

平成25年4月 各委員持ち回りにより開催

#### 2 議事等

## (1) 第2計画期間の削減義務率(案)について

第4回の議論及びパブリックコメントの意見を踏まえ、事務局から、電気事業法 27条(以下「電事法」という。)の使用制限の緩和対象施設と、都制度における削減対策との関係について検討し、緩和対象を整理した説明を行った。

委員からは、義務率を緩和するなら電事法を踏まえた整理をすることに賛成という意見や、 もし一部の用途区分に義務率の緩和をするのであれば、既に適用された実績のある電事法を 根拠とするのが事業者にとっても理解しやすいとの意見があった。

電事法で制限緩和となった需要設備の種類は多いが、それぞれの削減余地を見て緩和率を 決定するよりも、提案のとおり電事法の使用制限緩和のグルーピングに即して義務率緩和を 検討するほうがよいという意見もあった。

データセンターについては基準排出量の変更でも対応できるのに、さらに義務率緩和を するのは過剰かもしれないが、一方、電事法で整理するのであればデータセンターを緩和 の対象外とするのは不自然さが残るという意見もあった。

また、排出量取引が活用されれば、削減困難用途でも義務率緩和が必要ないのがキャップ・アンド・トレード制度の本来の姿ではあるが、都制度の場合、自ら削減を基本としているため、現段階ではこのような措置もありうるという意見もあった。

# (2) 削減義務率等の決定

説明のあった削減義務率(案)は概ね了承され、検討委員会の検討は終了した。